

白河西ロータリークラブ

SHIRAKAWA WEST ROTARY CLUB

2023~2024年度クラブ目標

『みんなが楽しい ロータリー』

会 長 佐 藤 幸 彦 幹 事 村 上 堅 二

第1782回例会

令和5年11月9日(18:30~19:30)



世界に希望を生み出そう

2023-24年度国際ロータリーテーマ

- ○ソング
 - ●奉仕の理想
- ○ビジター

(株)パイン 山縣栄寿様

- ○スマイルBOX
 - ●佐藤幸彦会長(ロータリーマークの歴史を話させていただきました。宮本会員、卓話ありがとうございました。)
 - ●村上堅二幹事(本日は宮本先生ありがとうございました。先週息子が結婚しました。)
 - ●**永野文雄会員**(山縣栄寿様、早くロータリークラブに慣れて、楽しんでください。宮本ビジョン委員長、卓話ありがとうございました。)
 - **宮本多可夫会員**(今日は、定款・細則について卓話をさせてもらいました。皆さん御聴取ありがとうございました。)
 - ●運天直人会員(今月結婚記念のお祝いを頂きました。お陰様で24年目を迎えます。ありがとうございました。 宮本先生、時間のない中卓話ありがとうございました。)
 - ●金田昇会員(週末の地区大会に参加してきます。宮本先生卓話を楽しみにしていました。)
 - 寺島由和会員(遅ればせながら、結婚記念日のお祝いありがとうございました。家族で美味しく頂きます。)
 - ●沼田重一会員(先週は時間を間違えて欠席してしまい申し訳ございませんでした。又、誕生日プレゼントも届けていただき合わせてありがとうございました。懺悔の気持ちをこめてスマイルします。)
 - ●関谷売一会員(先週の移動例会大勢の皆様のご席ありがとうございました。宮本会員の卓話ありがとうございました。)



▶第1782回例会出席状況	(R5年11月9日)
▶ 第1102四例云山市认加	$(\square \cup + \square \cap \cup \cup)$

▲ 出席免除を受けていない正会員数	5 2 名
❸ 出席免除の適用正会員数	14名
● 全正会員数	67名
● ④の出席者数	23名
■ @のメイクアップ者数	0名
₿ ®の出席者数	10名
⑥ = ○ + ○ + ○ + ○ (メイクアップ補填後の出席会員数)	33名
$0 = \mathbf{T} - (\mathbf{B} - \mathbf{E})$	6 3
■ ⑤ / ⑪ × 100(例会出席率)	52.4%

- ▶例会日:第1·第3木曜日(12:30) その他の木曜日(18:30~19:30)
- ▶例会場:白河市新白河駅前 東京第一ホテル新白河
- ▶事務局: 〒961-0957 福島県白河市道場小路96-5 (白河商工会議所内) ☎23-3101 FAX22-1300

本日のプログラム

■会長の時間

佐藤幸彦会長



皆さん、こんばんは。毎週毎週、私 の下手な挨拶にお付き合いいただき、 本当にありがとうございます。先週は 藤田会員、大変お世話になりましてあ りがとうございました。普段見ること ができないものを見させていただきま

して、大変勉強になりました。先週の例会の時に私お 約束したんですが、このゴング磨いてきました。ちょ っとは綺麗になったのかなと思いますけども、このゴ ングを磨くのに私2時間ぐらいかかりまして簡単に考 えてたんですがロータリーマークの所が、非常にこう 手間暇がかかりまして、最初はウェスだけで磨いてた んですが、そのうち綿棒やら爪楊枝を持ち出して歯ブ ラシやら持ち出しながら磨き上げました。磨きながら 不思議に思ったんですが、疑問に思ったことがロータ リーマークってなんでこの歯車があるんだろうとかス ポークがあるんだろうということを疑問に思いまして。 皆様のお手元にA4判の1枚、ロータリーマークがずら ずらっとあるやつをちょっと配らさせていただきまし た。これ画像ですね。ロータリーマークの歴史なんで すが、昔は規約がなくてスポークが何本とか、歯車が 何本という規格がなかったんですね。これはテキサス のオースティンというロータリーのマークですね。こ れがアトランタのロータリー、これ5本スポークしか ないですね。これがカナダのハリファックスというロ ータリーのマークですね。最初はこのように全然規定 がなくてですね、各自各々の簡単な円にはなっている ようであります。皆さんのお手元に配ったロータリー マークの歴史というのをご覧いただければと思うんで すが、一番最初の一番上1905年、1903年にロータリー が始まったかと思うんですが、当初は馬車で各おのお のの会社を回って馬車で集合してたらしいですね、そ れで馬車の車輪をシンボルにしてロータリーマークが できたのが最初の原型ですね。その2段目ですが、今 度はロータリークラブのロゴが入りました。下に、上 から二段目見てますが、雲を表してるようでございま すがこれが埃に見えるとか全方位に土煙りが上がるの は物理に反するとかという意見がありまして、この三 段目に移るんですが。1910年、これ雲から吹き流しの リボンに移ったそうでございます。ここでやっとナシ ョナルアソシエーションという言葉が出てくるんです が、ナショナルアソシエーションはまだ国際的じゃな いんですね。ところが、その4段目。1912年、ここか らインターナショナルと入ってくるんですが、1912年 に国際団体を目指そうということで、インターナショ ナルという文字が使われたそうでございます。ところ がこの歯車がですね、この歯車では動かないという指 摘がありました。確かにこの歯車、上から四段目を見

ているんですが。歯車のこの先が尖 ってないんですね。皆さん、自転車 のギアを思い出してほしいんですが 先が尖っていますよね、三角のよう に。あのようになってないと歯車と いうのは動かない。ということで、 上から5段目になりますけども、先 が尖ってまいりました。これがほぼ 今の原型に近いんですが、これまで は歯車の数とかスポークの数がなか ったんですが、1920年になってよう やくスポークが6本、歯車が24個と いうのが定着したそうでございます。 ところが、1920年にほぼ定着したん ですが、その1924年のマーク何が違 うかというとくさびが付いてるんで すね。くさびというのは1924年の口 ータリーのマークの中心部を見てほ しいんですが、12時方向にちょっと した切り欠き、くさび穴が付いてま す。要するに、1920年の中心棒では 中に棒が入っても回らないと。空転 してしまうというまた指摘があり不 完全だということで、1924年に中心 の中に12時方向にくさび穴が付いて、 これで車輪が回るということで今の ロータリーマークになったそうでご ざいます。というロータリーマーク の話でしたけども、今週の末になり ますが11月11日・12日、土日と地区 大会が行われます。その大会の式場 で金田ノミニーの発表があると思い ますので、参加される方は是非よろ Rotary しくお願いしたいと思います。また















この後、ロータリーリーダーシップ研究会から終了証 が来ておりますのでお渡ししたいんですが、十文字光 伸会員と阿部会員ですね。

ロータリーリーダーシップ 研究会 各課程の受講を終了したこ とを証します。

パートⅡ 阿部克弘様



十文字光伸会員には、後程お渡ししたいと思います。 最後になりますけども、先週もご紹介ありましたけど も仮入会の山縣さんが今日も来ておりますので、後程 ご挨拶をいただきたいと思いますので、どうぞよろし くお願いしたいと思います。以上、会長挨拶とさせて いただきます。よろしくお願いいたします。

■幹事報告

村上堅二幹事

- ○ガバナー 右近八郎、米山記念奨学会委員長 吉田 喜一:2023学年度米山奨学生による体験発表会のご 案内
- ○右近ガバナー事務所:第6期RLIパートⅡ修了証並 びに卒業バッチの送付について
- ○ガバナー 右近八郎:訃報

お客様のご紹介 山縣栄寿様



高い所から失礼いたします。こんばんは。会長さん、まだ入会認められたわけでないんですよね。先週もそうだったんですけども、なんか美味しいものをこう食べさせられながら、まだ入会認められてないってことなんですけ

ども。本当に先日の夕食も美味しくいただけて、本当 にありがとうございます。わたくしは「株式会社パイ ン」と言いまして、そこの代表取締役をやっておりま す山縣栄寿といいます。仕事内容は、アパートの経営 管理ということになっております。3年前に会社を企 業いたしまして、それ前までは中学校の保健体育の先 生を30数年間やっておりました。まるっきり畑違いの 公務員から事業者に転向したわけで、もう本当に右も 左もちょっとわからないんですけども。たまたまこう いった西ロータリーに入会しないかというようなこと で、由緒正しい本当に素晴らしい会に入会することが できるのであれば、皆様方とこういろいろとお話をし て、自分の見識を今後とも高めていきたいなと思って おります。住所は西郷村の小田倉原36番地ということ で、白河インターチェンジ近くの「赤みそ家」の裏側 になっておりますので、是非お立ち寄りください。ラ ーメンを食べてからお立ち寄りいただけると、大変あ りがたいかなと思います。年齢はもう63歳になりまし たので、だんだんと若いような感じで50代に見えるよ うな感じはするかと思うんですけども、全然体力的に はそろそろ下り坂に入ってるなと自分自身でも実感し ております。なお、今後とも皆様方のお顔とお名前を 覚えるには多分一年間かかると思います。中学校の先 生やってた時にも、生徒の名前を完全に覚えたのは大 体学期末ということで、終わりの頃だったので。いろ いろとわたくしの顔と名前のほうは皆様方のほうがす ぐ覚えていただけるかなとは思うんですけども、わた くしのほうはなかなかちょっと時間かかるかなとは思 うんですけども、ひとつ贔屓目で見ていただければな と思いますので、ひとつ今後ともよろしくお願いいた します。

RI2530地区ガバナーデグジネート 金田昇会員



皆さん、こんばんは。デグジネートという形なんですけども、最終的に地区大会の会長幹事会で承認を得てからということですので、今週末の日曜日の地区大会「パレス飯坂」で行われます地区大会の会長幹事会でお話をいた

だけるのかなというふうに思っております。それと同 じようなことなんですけども、地区大会のご参加のほ うよろしくお願いします。それと、国際大会のご案内 してたんですけど、2024年6月25日からからシンガポ ールで行われます。大体の案内が届いてきました。予 算的には、飛行機代とすべてで38万位。それから、登 録料が別にかかりますので、プラス7~8万位というふ うな事で、後程ご案内が行くと思います。それに関連 してなんですけど、デグジネートということで3年後 の地区の仕事をしなくちゃならないということで、今 からそろそろ準備を始めようということでサポート役 を決めました。諸橋会員にサポートしていただくとい うことですので、今後諸橋会員のほうからいろいろご 連絡とかお願いとか行くと思いますので、ご承認いた だければと思います。幹事ということではないので、 サポート役という形で進めていきますので、よろしく お願いいたします。

■委員会報告

○雑誌広報委員会

沼田重一副委員長



皆さん、こんばんは。なかなか出られなくて大変申し訳ございません。まして、先週は時間を間違えまして、夜と昼間違って皆さんにご迷惑かけました。この場を借りまして。そういう中で、今回初めてなんです、私この発表

ですね。ですから、なんかとんちんかんな話したら申 し訳ないんですけども、お許し願いたいなというふう に思っております。本当に「ロータリーの友」を真剣 にですね、大変申し訳ないんですけど全部読んだのは 初めてでございます。この機会に読まさせていただい たらですね、本当に非常に良い事が書いてあったなあ というふうに感想を持っております。特に、一番最初 のページのほうのですね、4ページから8ページまでで すか。中村恵さんが書いてあるんですけれども、緒方 貞子さんの記事が載っております。また、貞子さんに ついては皆さんがご承知かというふうに思っておりま すが、非常に丁寧に書かれている、今の活動内容です ね。今、非常にまさに世界のいろんな諸問題。特に難 民の問題について取り組まれたということでありまし て。また、まさにそのロータリーとの関りですね。日 本人二人目のロータリー財団の奨学生ということで、 ロータリーの影響をかなり受けて今、緒方さんの取り 組みがあるというふうな記事が載っておりますので、 是非とも読んでいただければなというふうに思ってい

ます。また、その次のページの所から嘉納次郎右衛門 さん記事が載ってます。私も酒が好きなのでその酒に 対する熱意とか、そんなものが書いてあって高級ブラ ンドの「百黙」という酒を造って今非常に、その酒の パックがこう銀色で特徴があるというのも書いてある ので、是非読んでいただければなというふうに。それ から、川柳が書いてあるページがあって、これも結構 面白いかなと思っております。特に、私も今月誕生日 だったんですが、その中の15ページに「誕生日 昔ワ クワク 今惰性 と書いてあるんですけど、私も誕生 日なんですけど、まだ娘とかからプレゼントが届かな いという状況ではございます。最後になりますけども 6ページですか、逆から見てるのか、そうか、ごめん なさい。そういう事もわからないで話をしている昨今 でございます。横書きの6ページのですね、「ロータ リーとは」と書いてあるんですね。私も入ってまだ1 年半年くらいでありまして、その中のロータリーの誕 生その成長と、これもしっかり読まさせていただきま した。非常に為になりました。皆さんには為になった かどうかわかりませんけど、私非常に為になりました ので、ちゃんとこれからは毎月ちゃんと読みたいとい うふうに思っております。今日はありがとうございま す。以上です。

○佐藤幸彦会長

追加で雑誌に関係することですが、皆様のお手元に『ガバナー月信』が行ってると思うんですが、その11ページに白河西ロータリー出ておりますので。また、白河は県南分区関係でほとんど出ておりますので、是非ご一読願いたいと思います。

○歴史文化研究愛好会 関谷亮一会長



先週はですね、移動例会で藤田会員の「藤田記念博物館」のほうで移動例会を開催いたしました。大勢の皆さんにご出席いただきまして、大変ありがとうございました。秋の文化に親しむ1ページとしてそれなりの方々がお楽し

みいただけたのではないかなと、そんなふうに思いま す。本当にありがとうございました。

■本日のプログラム

ビジョン推進・研修委員会担当例会

○ビジョン推進・研修委員会 宮本多可夫委員長



ビジョン研修委員会担当の卓話ということなんですけど、非常に面白くない卓話ですので、眠たい人は眠っていただいて結構かと思います。村上幹事などですね、こういう会長幹事になった段階で、ロータリーというものをも

う少し勉強しなきゃならんという時に、定款とか会則 を見直してみるとこういう事も書いてあった、こうい う事も書いてあったというような新しい発見に感動し たという話がありますけども。ベテランの会員は復習 も兼ねて、新規会員の方はこういう組織の基本的な事 みたいなものをちょっと基本的には何て言いますか ね、読み合いというか。この定款自体は、この定款細 則は年次計画書に当然毎年後ろに印刷してあります。 それを見ればもうわかりますので、それ見て下さいで 一言で終わりなんですが、そういう話ではなくて実際 自分の目と言葉で確認する中で、今日は少し勉強して いきたいというふうに思いますので、よろしくお願い します。今日は資料を5枚くらいのコピーを用意しま した。これは、資料を確認しますと1枚目は国際ロー タリーRIのほうの定款。それでもう少し半分しか コピーしてありませんけど、それ皆さんで配ってく ださい。他はみんな行ってると思います。1枚目は国 際ロータリーの定款で、あと1枚目の下の段は国際ロ ータリーのほうの細則ということです。これは頭だけ コピーしてきましたけども、実際はもっといっぱいあ りますけども、必要な所だけちょっとコピーしてきま した。この国際ロータリー定款、あるいは国際ロータ リー細則自体はインターネット、マイロータリーでも インターネットでRIのほうにアクセスすればこれい つでも見られます。ただ、私みたいにアナログな人間 は、どうしても紙に落とさないとなんか頭すっきりこ ないというようなこともありまして、必要な範囲でこ れ①の1をやってきました。これ中身については後で もう一度確認します。それで右上の②③は我がクラブ の定款です。白河西ロータリークラブ定款なんですけ ども、実際は一番上に書いてあるように、国際ロータ リーから指示された標準ロータリークラブ定款という のがありますので、それがそのまま来てるというのが 実際です。その中身についてはまた後で話します。④ ⑤がロータリー細則ということになります。我々クラ ブ運営にとって、一番身近な規定は細則です。国際ロ ータリークラブ定款があって、国際ロータリー細則が あって、その下に標準ロータリークラブ定款があっ て、更にその下に各ロータリークラブの細則という話 になってくるんですが。一番下のこの細則。我々が今 扱っている白河西ロータリークラブの細則から、ちょ っと重要なところを読み出しをしながら話していきた いと思います。白河西ロータリークラブ細則は、45

で第1条から改正の14条まであります。本当に読めば いいのかもしれませんが、ポイントだけちょっとやっ ていきますが。第1条は定義で、第2条が理事会。本ク ラブの管理主体は理事会だということで、その構成は 14名だというふうに確認してあります。この具体的な 中身、第3条、理事及び役員の選挙ということで、ず っとこれは各年次総会、12月の最後の例会に予定して いる年次総会において、次年度の役員を選挙する規定 がずっとこう厳密に書いてあります。厳密に書いてあ るんですが、これは推奨、細則をそのまま流している ので、こういうふうな本来は指名委員会というのを作 って構成して、その指名委員会が次年度の役員の候補 者を作って、それを2週間前に理事に報告して、それ 以外に一般の人が候補者を出す時には1週間前に幹事 に出して、そういう候補者を選挙でやるんですよとい う、そういうふうな非常に厳密にはそういう規定には なってるんですが、現実的には最後の例外規定です。 この最後、第1条のABCのCの一番下。一番下から 3行目。もし、指名委員会が指名した候補者の他に会 員から候補者の指名が全くなかった時。または、会員 からの重複しない指名のみで、指名委員会の指名がな かった時は、役員または投票または口頭による採決の 過半数以上の賛成をもって投票に代える、こういうこ となんですね。要するに、いわゆる紙で選挙する必要 はないと、こういう規定なんですけど。実際、我がク ラブがこの30年間やってきたのは、この例外規定で す。実際、投票したことがなくて、指名委員会を作っ たこともありません。指名委員会なくて、この一応こ ういう推薦しますということで、はい結構ですという ことで、拍手で過半数でやったということで。根拠的 にはこのただし書きが根拠ですね。厳格にやりたいと いう時には、この指名委員会を構成してそこで候補者 を作るというそういう事が推奨されてるんですけど、 そこまでやってない。それとこの委員会、役員の選挙 というかは、会長候補者、会長ノミニーは2年前に選 挙されると。会長ノミニーからエレクトになって会長 になるという、そういう2年分の効力がある。それ以 外の役員はその年その年一年間の効力で投票します よということが、細かく見るとそういうふうな形に なっております。役員の任務とかは読んでいただい て、第5条のほうに行ってもらって、会合、年次総会 の事が書いてありまして。この第1節は年次総会、第 2節はこの我々が今やっている例会について規定して いるんですが、本クラブは毎週の例会は木曜日とし、 第1第3木曜日は12時半。第2第4第5木曜日は18時半を 開催するものとする。ここに今、明確に規定している ということですね。こういう昼夜併合開催というの は、非常に日本でも珍しい規定だと思うんですけど。 これが出来たいきさつは、この会ができる時に準備会 が何回か開催された時に、昼がいいか夜がいいかとい うような議論がされた時に、当時若くて忙しい人は昼 間は難しいなというようなことで夜のほうがいい。年

配の方は昼間のほうがかえっていいとかね。いろんな 意見があって、大体意見的には半々になっちゃったん ですね。どうしようっていうのは決めかねている時 に、じゃあ半々ではどうかという案が出て、それが今 日の昼夜例会の原型になったというのが背景的にはあ ります。根拠的には、この5条第2節ということになり ますね。それから、第6条は入会金について定めてい ると、こういうことですが、第3節をちょっと見ても らうと、会員がやむを得ない場合に半年以上長期欠席 をしなければならない時に、理事会がこれを認めた場 合には会費を免除することができるという、こういう 規定もあるんですが、これは後ろと一緒に読まないと ちょっと出席免除と会費免除がまあ一緒になるような 事ですね。そういう特別な事情がある場合、重い病気 で戻ってくるんですけども半年以上の療養が必要だと か、いろいろそういう特別な事情の場合の規定ですけ ども。これが出席規定の免除というが、次の⑤の小っ ちゃいページの第9条という所に、理事会に対して署 名をもって、正当かつ十分な理由をして具して申請す ることによって、会員は出席義務規定の免除が与えら れる。一定期間限り本クラブの例会出席を免除され る。それとタイアップして会費免除ということもある ということで、これ例外中の例外で、今までこの30年 間これを適用された人はいません。一応、推奨規定に こういう事があるからということですね。あと、議決 の方法は一番あれなのは委員会ね。皆さんについて委 員会ですけど、委員会の構成というのはどういうふう になってるかというと、ちょっと読みます。第1節第8 条、委員会ですね。第1節、構成及び役務。本クラブ は定款で定める五大奉仕部門を尊重した上で、同11条 7節で規定する委員会の枠組みに乗っ取り以下の委員 会を設置する。どういう事を言ってるかというと、前 のページの③に戻ってもらって、これが定款のほうの 規定なんですが、②の第6条を見てもらうと五大奉仕 部門と、こういうのが定款で決めてあります。ここで は、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕、青 少年奉仕。五大部門を尊重するんですよという現代は こう言ってる。ただ、現代はこういう規定ですが昔は 四大奉仕で、青少年部門はこういう大きい部門ではな かったんですけど、青少年奉仕委員会くらいの事はあ りましたけど、その五大部門ではなかった。四大部門 だったんです、昔はね。今は五大部門です。それで、 その五大部門を尊重した上で、それでさっきの文章に 戻りますと、定款の11条7節で支持する委員会の枠組 みに乗っ取り、11条の7節とは何ぞやということで③ の所を見てもらって、この11条の第7節という所、左 側のちょっと下の第7節という所に、委員会は本クラ ブは次の委員会を有すべきであるということで、クラ ブ管理運営する部門、会員増強する部門、公共イメー ジのロータリー財団、及びあるいは奉仕プロジェク ト。このこういう枠組みで作ってくださいよという、 こういう規定の仕方なんですね。本当に小っちゃいク

ラブならば、この5つをこれクラブ管理運営というこ とだけで全部やらせるということ可能だと思いますけ ども、うちのほうとしてはこの従来からあった委員会 をこの5つの部門に割り振りして、年次計画書のこの 一覧表に出ているような枠組みにしたということです ね。これはこういう指示に基づいて、こういう枠組み を作ってきましたということで。ただ、この枠組みは あんまり必ずしもあれじゃない、前回のガバナーの訪 問の時にこれはスマイルボックスなんかはロータリー 財団ではないんじゃないですかなんて、こうね。ご指 摘を受けたりもしていますけど。私が作った時の感じ としては、ロータリー財団、結局財団っていうのは皆 から金を集める委員会だから、金を集めるという意味 では似ていて、スマイルボックス委員会も最終的には そういう寄付に回す場合もあるから、同じような財団 の枠組みでいいんじゃないかというふうに考えたんだ けど。今年度のガバナーさんは、ちょっとそれは違和 感があるというご指摘のようです。委員会の役割につ いてはずっとこうやってきてる中で、それは確認して もらうことで。細則の改定は14条でこの自分たちでこ れは改正できますよということで。これは我々の総意 で細則は作れる。逆に、今度は定款に戻りますね。定 款に戻ると定款の改正規定は、定款③の第19条ちょっ と見てもらいますが。改正の方法、本条第2節に規定 されてる場合を除き、本定款は規定審議会における投 票者の過半数の賛成によってのみ改正できる。この標 準ロータリークラブというのは3年に1回開かれる、こ れはアメリカで開かれる規定審議会。この間は2022年 でしたが、今度は26年。それで規定審議会の委員に、 今度は白河クラブの鈴木邦典さんが規定審議会の委員 として、福島県を代表して委員として行くというよう な話のようです。3年に一度、そういう規定審議会が あって、変更になった時にこの定款は変更になります ということで、我々はこの定款を変更できないんで す。我々が変更できるのは、この本条第2節の規定と いうことでね。第2条と第4条の規定ということは、第 2条は名称、及び第4条はクラブの所在地。だから、我 がクラブは所在地域、今、西郷と白河というふうにな ってますけど、いやこれを石川まで伸ばそうじゃない かというようなことは、我がクラブで決議すればでき ると。それから、ずっと昔の話ですけど何十年くらい 前に、この白河西ロータリークラブというと特色がな いから名前を変えようじゃないかなんていうふうな議 論がちょっとあった事があります。例えば、白河南湖 クラブとか言ったらもうちょっと色が付くんじゃない かなということでね。仮にそれが全員合意が達して、 じゃあやろうということであれば、これは自分たちで 提案変更して出来るということです。自分たちが出来 るのはそれ以外は、国際ロータリーから指示されたこ の標準ロータリークラブの定款で動くしかないという ことになっています。ここでは、例えば出席とか名誉 会員とか、そういう基本的な事が書かれています。そ

れでせっかく読み合おうと言っても、ほとんど読み合 いが出来なくて申し訳ないんですが。逆に戻って国際 ロータリーの定款。その①の所に戻ってもらってで すね。これ第2節、クラブの構成という所を見ると、 いかにロータリークラブが高い理想に燃えてるかとい うところがわかるんですが。クラブは、善良さ、高潔 さ、リーダーシップを身をもって示し、事業専門職、 職業及びまたは地域社会で良い評判を受けており、地 域社会または世界ににおいて奉仕する意欲のある成人 によって構成されるものとする。というような、こう いう書き方ですね。なかなか当てはまるかななんて思 いながらね、なかなか難しいですね。このBのほう は、各クラブは一事業一専門職一商業一種類の社会奉 仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取 れた構成にしなさいと。細則は、ロータリークラブの 会員細則を、正会員、名誉会員と呼ぶと規定し、その 各々に対する資格条件を定めてください。最も重要な ところは、次の段の第4節という所に、第4節右の段に なります。この①の上段の右側、第4節。定款及び細 則の承認。RI加盟認証状。定款及び細則の承認。R I加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブ、及 びロータリーアクトクラブはすべてそれによって本定 款とRI細則並びにその改正規定を受諾し承認し、法 律に反しない限り万事これによって拘束され、それの 規定を忠実に順守することを承諾する。要するに、R I が決めた定款とか細則に拘束されますよと。これが 根拠ですね。下の段、この国際ロータリー細則のほう です。細則のほうの左側の所。2030。標準ロータリー クラブ定款。すべてのクラブは今後のあらゆる改正を 含め、標準ロータリークラブを採用するものとする。 ということで、標準ロータリークラブへの改正。クラ ブは細則規定に述べられている方法で、標準クラブ定 款を改正できる。改正は自動的にクラブ定款の一部と なるということで、定款は規定審議会でしか改正でき ないということを含めて、ここでRI定款並びに細則 に基づいて我々の定款も拘束されている。我々が自由 にできるのは細則。細則で自由に決められるけども、 その細則もRI定款並びに標準ロータリークラブ定款 に矛盾しないようにしなければならないというふうに なっております。

閉会点鐘

佐藤幸彦会長